

# 鳥取県立倉吉体育文化会館の指定管理候補者の選定について

鳥取県立倉吉体育文化会館の指定管理者について、教育委員会指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

## 1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県体育協会 鳥取市布勢146番地の1 会長 油野 利博

## 2 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

## 3 委託料の額

210,000,000円……（1）（債務負担行為額 212,630,000円）

〔参考〕単年度委託料の額（（1）÷5年） 42,000,000円

## 4 選定理由

鳥取県立倉吉体育文化会館の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

[選定理由]

実績やノウハウをもとに具体的な事業計画が示されており、スポーツの振興のみならず文化振興に対する取組や、障がい者への配慮、スポーツ・文化教室の充実などの利用者サービスの向上のための具体的な取組が見られることから、指定管理候補者として選定した。

## 5 応募者

応募者	所在地	代表者
公益財団法人鳥取県体育協会	鳥取市布勢146番地の1	会長 油野 利博

## 6 審査委員

氏名	所属等
関 耕二（委員長）	鳥取大学地域学部 准教授
遠藤 華代（副委員長）	税理士
山下 忍	鳥取県障がい者スポーツ協会 スポーツ指導員
黒田 多美子	鳥取県スポーツ推進委員協議会 理事
中島 喜久江	鳥取県文化団体連合会 理事
山本 仁志	鳥取県教育委員会事務局 次長

## 7 審査結果

### (1) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必 須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針） (2) 管理の基準（開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開） (3) 施設設備の維持管理及び衛生管理の水準 (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) スポーツの普及振興への理解 (6) スポーツの普及振興事業の企画力	6 0
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	2 0
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業としての協定締結 (6) 管理運営実績評価	3 0

(2) 審査結果（面接審査及び書類審査）

	配 点	(公財) 鳥取県体育協会
選定基準1	適／不適	適
選定基準2	60	52.5
選定基準3	20	18.0
選定基準4	30	24.8
合 計	110	95.3

※点数は委員5名の平均

主な審査項目について

○選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- ・県立施設であることを踏まえた上、これまでの管理経験を生かした計画であり、高く評価された。

○選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ・施設運営の基本的な考え方はしっかりしており、対策・運営の意欲が高く評価された。
- ・県民が使いやすい施設運営に向けての配慮がなされており、高く評価された。
- ・スポーツ面と文化面、両立して振興に努めており、きめ細かい対応で今後の発展を期待できることが高く評価された。
- ・努力がうかがえ、スポーツ教室のさらなる充実が期待できることが高く評価された。

○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- ・経費の効率化が図られており、高く評価された。
- ・利用料金以外の財源確保が工夫されており、高く評価された。

○選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ・体育・スポーツに関するノウハウや、人員も十分確保されており、高く評価された。
- ・施設の特性を踏まえた職員の配置がなされており、高く評価された。

○その他

- ・地域の核としての自覚があり、継続的に発展が期待できることが高く評価された。

## 8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日（現行どおり）

○開館時間：午前9時から午後10時

○休 館 日：年末年始（12月29日～1月3日）

(2) 利用料金・減免

- 利用料金は、現行どおり。
- 減免基準は、現行どおり。

(3) 利用促進のための取組み

- 障がい者、高齢者、外国人が安心して利用できる施設運営を行う。
- ロビーに情報コーナー、相談コーナーを設け、トレーニング室をサークル活動等に開放する。
- ロビーにアートオブジェ、観葉植物の展示スペースを設け、快適な空間を演出する。
- 夏季の研修室利用の少ない時期に、避暑スタディールームとして活用する。
- 子育て世代がスポーツ・文化活動に参加できるよう託児付き事業に取り組む。
- パン、おにぎりの移動販売、荷物の配達サービス、タクシー・出前弁当の案内などきめ細かい利用者の利便性向上に取り組む。
- 窓口聞取り、アンケート調査、意見箱の設置等により、利用者の声を施設運営に反映する。

(4) 経費削減のための取組み

- 節電・節水を始めとしてあらゆる経費の削減に取り組む。また、利用者に対して可能な限り経費削減への理解と協力を求める。
- 外部委託する業務を複数年契約することで経費削減に努める。